

令和 5 年度森林環境保全直接支援事業工程分析調査事業仕様書

1 事業名

令和 5 年度森林環境保全直接支援事業工程分析調査事業

2 目的

森林環境保全直接支援事業では、低コスト化に取り組んでいる事業体等を参考とし、作業工程を国が統一的に設定することにより、森林施業の低コスト化を国が主体的に進めていくこととしている。

このため、保育間伐、利用間伐、集材等の各作業種について、先進的な事業体等の実態等を踏まえ、標準工程への反映に向けて分析・検討を行うものである。

具体的には、各地の低コスト化の先進地域における、機械化、路網整備、施業集約化等の実態等を踏まえ、作業の効率化やトータルコストの低減との関係を分析し、標準工程への反映に向けた検討を行う。

3 業務の履行期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 4 日まで

4 業務内容

業務は、次により実施するものとする。

(1) 森林環境保全直接支援事業に係る調査

ア 森林環境保全直接支援事業における以下①から④の工種及び作業の標準工程を適切に把握するために必要となる調査項目（施工条件、作業員構成、作業量及び作業時間、使用機械の種類及び稼働時間、諸資材の種類及び使用量等）及び調査手法を検討する。その上で、①から④について、それぞれ全国 2 箇所以上で現地による実証・分析を行うとともに、既存文献等による調査も合わせて行う（実証中の動画撮影・編集を含む）。なお、具体の調査手法や現地調査の実施箇所等については、林野庁担当者と調整の上、(2) の検討委員会の議論も踏まえて決定する。また、この調査箇所の内 1 箇所については(2) のただし書きによる。

① 保育間伐（選木、伐倒から集材までの一連の工程）

② 利用間伐（選木、伐倒から集材までの一連の工程）

③ 苗木運搬（フォワーダを用いたもの）

④ 大苗の植付け

注) ②について、車両系（グラップル・フォワーダを用いたもの）、架線系（スイングヤーダ・フォワーダを用いたもの）、主索を用いたものごとに調査することを想定。

③について、積み卸し部分は文献及び作業地における積み卸し時間のサイクルタイムを調査し、運搬部分は運搬に係る時間を積荷時の走行速度により算出することを想定。

イ アを元に、各作業の統合など、作業工程のあり方の案を作成するほか、可能な項目については標準工程の案を作成し、（２）の検討委員会に諮る。その上で、適用に向けての課題・留意点等を整理する。

（２）検討委員会の設置

（１）ア及びイの検討に当たり、学識経験者等（５人程度）で構成する検討委員会を設置し、その運營業務（各委員への必要な謝金、旅費、日当等の支払い、会場準備、会議資料の作成、日程調整等の庶務）を行うものとする。委員の選定にあたっては、林野庁担当者と調整の上で決定する。

検討委員会については、履行期間中に原則３回開催することとし、オンラインでの開催を併用するものとする。なお、発注者との協議により追加的に開催する場合はオンラインにより実施するものとする。

ただし、第２回検討委員会については現地検討会を開催し、（１）の現地による実証・分析を検討委員会において合わせて行うこととする。

特に委員の意見を必要とする特定の検討課題が生じた場合には、林野庁担当者の指示により個別に委員への意見を聴取することとする。

５ 成果品

４の業務内容について取りまとめ、成果品として調査報告書 15 部、電磁記録媒体 2 部を次の場所へ提出すること。

なお、電磁記録媒体（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ）は、ウイルスチェック行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルスチェック対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付して提出すること。

場所：林野庁森林整備部計画課施工企画調整室施工技術班積算基準係
（別館 7 階 ドア No. 別 712）

６ 打合せ

受注者は、業務の実施にあたって、発注者と十分協議の上で実施するものとする。

打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

- （１）業務着手段階
- （２）業務中間段階（３回）
- （３）報告書とりまとめ段階

７ 前年度以前の調査報告書の閲覧貸与

入札希望者から申し出があれば、前年度以前の調査報告書（写）を閲覧貸与できるものとする。なお、閲覧貸与期間は、入札書及び提案書等の提出期限までとする。

８ その他

- （１）業務の実施に当たり、本仕様書に定めのない事項及び疑義のある場合は、発注者と協議の上、実施するものとする。
- （２）本事業における人件費の算定に当っては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受託者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細を確認する。